

# 20年度 決算を認定

9月定例会より継続審査となっていた、20年度各会計決算について各常任委員長より報告があった。質疑の後、審査の結果、全員賛成または賛成多数により認定された。

## 平成20年度一般会計 連合審査

平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、議案の性質上、他の委員会の所管事項と関連するため、教育厚生および、産業建設常任委員会との連合審査により質疑された。質疑の一部を掲載する。

### 〈歳入〉

**Q** 「滞納処分の執行停止」にする場合、担当課として明確な基準をもっているか。

**A** 執行停止の要件には生活困窮があり、目安は生活保護程度に準ずる。即時に該当する場合は不能欠損という形をとっている。

**Q** 非農地証明手数料の収入未済額の説明を。

**A** 窓口で詳しく説明はしているが、高齢者が多く、納入漏れに至った。訪宅や電話等で納入をお願いしている。

**Q** 広告掲載料収入は予算に対して実績が少ないが、見通しを。

**A** 広報担当が営業をかけたも思うようにはかどらないことがある。始まったばかりなので推移を見ていきたいが、封筒に広告を入れた業者で仕事が続つか入ってきたという事も聞いている。反響などについて事業者に聞いてみたい。



### 〈歳出〉

**Q** 辺地共聴施設整備事業の実績が少ない。地デジの関係と思うが見通しは。

**A** 負担を伴うので組合の調整等が整わなかった。もう二年すると映らなくなるので適宜事業を進めていきたい。あと十二カ所ほど残っているが、サポート体制とも協調しながら進めていきたい。

**Q** 職員の時間外手当で、監査からの指摘があるが、どういう対策を取っているか。

**A** 想定外の業務（障害者福祉計画の策定作業）などあり、時間を要した。また長期の病休職員の業務分の対応で時間外が長くなった。今後は障害者福祉計画などは、業者への委託の検討も含め、考えて

いきたい。

**Q** 平山交流施設の二十年度の利用状況はどうか。好転の見通しは。

**A** 厳しい状況にあるとの認識だ。リピーターが増えていっていることなので期待していきたい。

**Q** 通院タクシー料金の助成が、合併前と比べて実績が三分の一に減っている。制度を見直して使いやすいものにするべきでは。

**A** 制度は検討したが財政事情により、現行のままとなっている。次回の高齢者福祉計画の中での検討となる。

**Q** 基金が一部有価証券となっている。内容と理由を。



総務常任委員会

◎認定第二号

A 金融不安の中で、市中銀行、地方銀行共に非常に厳しい状況だ。基金条例に従って検討した結果三十二億円を有価証券とした。今の情勢からしたら国債が有利ということでも切り替えた。

Q 県補助金での特定助成事業と起債の借り換えによる繰上償還の状況について

Q 国債は日本の国債か。リスクの心配と、運用益をどう使うのか。

A 起債借り換え後の金利に係る特定助成事業費補助金は翌年からなくなる。

A 公共団体では通常市場に出しての売り買いはしないので想定していないが、基金を処分する必要が生じた時の市場価格の状況により、リスクがないとも言えない。国債はすべて日本の国債だ。国債以外に運用は考えていない。運用益の利用については市長部局の方で考えていく。

Q 二十一年度より一般会計になるが、二十年度と同様の詳細があるか。

A 繰入金、繰越金などはなくなるが、県よりの補助金もあり「目」や「節」に至るまで詳細に表示される。

Q 司法書士の調査費が減額となってきたが、現在の取組みと対応職員数は。

A 問題点を整理した

上で意見を聞くなどしており手数料は減ってきている。対応職員は参事と一名の職員、年間通しての嘱託職員でやっている。

Q 弁護士委託料の今後と二十年度の内訳を。

A 常時相談できる委託料についてはこれからも続けていく。費用は年間四十八万円。二十年度は、これ以外に訴訟委託料が十万八千円、成功報酬が四件で百三万円である。

教育厚生常任委員会

◎認定第八号

Q 国保税の徴収率が年々減少している。調整交付金減額のペナルティの心配は。

A 平成二十年度は九三%を割り込み、減額の対象となった。後

期高齢者医療制度に収納率の高かった高齢者が移行したことによる影響が大きい。国に対して率の変更を市長会を通じて行っている。

Q 率変更が行わなければカットはいくらになるのか。

A 約二千万円である。Q 財政安定化支援事業繰入金の内訳は。

A 二十年度は繰り入れ基準額が八千五百六十六万三千円、交付税算入額が六千八百五十三万円である。

◎認定第九号

Q 不能欠損が年々増加しているが。

A 普通徴収の場合、不能欠損額が徐々に上がっていくと考えられる。

産業建設常任委員会

◎認定第四号

Q 区域外流入で下水道管が敷設されていない所は、負担金相当額を支払ったら下水道管を引くのか。

A 下水道管は基本的には市が引くことになっているが、供用区域外については供用区域までは市が引き、そこから先は本人の負担としている。

Q 区域外からの申し込みの可能性はあるのか。

A 供用開始区域に隣接した所から申し込みはある。幹線に余裕があれば出来る。

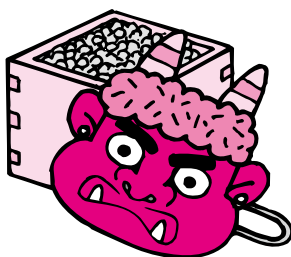
Q 下水道使用料徴収事務委託料を見直すべ

きとの指摘があるが。

A 使用料の徴収事務を水道課に委託している。公共下水道の特別会計と上水道事業会計の契約に基づき事務委託を行っている。指摘があり、平成二十一年度中に水道課と協議して二十二年予算から見直す。本年度の途中変更は難しい。

Q 受益者負担金、前納報奨金が少なくなっているが。

A 受益者負担金については年度で面積が違っている。現在、供用開始した区域については殆どの方が前納報奨金を使い、一括納入されている。



# 委員会審査

## 総務 常任委員会

本委員会には「香美

市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」等の議案が出された。質疑の一部を掲載する。

### ◎議案第百十八号

**Q** 新たな消費生活相談員の職務内容と所属部署及びいつ採用か。

**A** 多重債務、悪徳商法等の消費相談であり、多重債務の手続き等にも携わることが出来る。所属は商工観光課でこれから人選し、配置は四月一日からだ。

**Q** 何年継続されるか。  
**A** 二年九カ月が現在のところ確定している。

### ◎議案第百二十一号

**Q** 協定に関しては三月議会とのことだが具体的な内容の提示はあるのか。

**A** 具体的な取り組み事項について、ある程度裏づけ資料として示す必要があると考える。

### ◎議案第百二十二号

**Q** 住民への周知は。

**A** 十五分の時間短縮になるが利便性は各課の工夫で市民サービスは維持していく。

**Q** 市民サービスのトータル面で工夫すべきでは。

**A** 内発的にやろうという機運を高めなくてはいけない。課長会などを通じて、話をしていく。

## 教育厚生 常任委員会

本委員会には「平成

二十一年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第二号」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

### ◎議案第百十四号

**Q** 一般被保険者療養給付費・補正額の「その他」の財源内訳を。

**A** 前期高齢者交付金から充当している。

**Q** 財政調整基金の残高は。

**A** 二十年度末で五億六、七千万円あまりである。

**Q** 一般被保険者延滞金の内容説明を。

**A** 差し押さえなどにより延滞金収入が増えている。二十年度実績

で対象が三百六十世帯、四百四十八万円の徴収だ。二十一年度十一月末現在で昨年とほぼ同等か少し増えている。

## 産業建設 常任委員会

本委員会には「香美

市簡易水道事業特別会計補正予算第三号」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

### ◎議案第百十二号

**Q** 道路新設に伴う布設替工事で一千万円減額補正されているが。

**A** 当初予算の段階では、例年千五百万円の工事が想定されていたが、今年度は五百万円の事業実施となった。

### ◎議案第百二十四号

**Q** 開発公社はまだ、先行取得した土地があ

るのか。  
**A** 新町、西町線等の用地がある。

**Q** 財政的な事から言う、まとめて行わず決まっている所は買収した方が、無駄がなくなるのではないか。手法として見直す必要があるのでは。

**A** 開発公社に先行取得を依頼しており、簿価額で引き取るのが本来の姿だ。今回、秦山公園の整備が完了する。それに合わせて秦山公園関係部分を整理するものだ。

### ◎議案第百二十五号

**Q** 土地の交換は市の方からの提案か。

**A** この土地は、相手方の土地も市の土地も一枚の形になっている。値段等で調整がつかず、等価交換ということでの相談ができています。

